

魚沼市水道事業経営戦略(第2次)

令和8年度～令和17年度
(2026年度～2035年度)



令和8年3月改定

魚沼市ガス水道局

目 次

第1章 経営戦略改定の概要	1
第1節 改定の趣旨	
1 経営戦略の概要	1
2 魚沼市の水道事業	1
第2節 計画期間	2
第2章 事業の概要	2
第1節 事業の現況	
1 施設等の概要	2
2 水道料金	7
3 組織	9
第2節 これまでの主な経営健全化の取組状況	
1 会計及び組織の統合	10
2 施設の集約・統廃合	11
3 民間活力の活用	11
第3節 経営比較分析表を用いた現状分析	
1 経営の健全性・効率性	12
2 老朽化の状況	14
3 収益的収支構成比	15
第4節 将来の事業環境	
1 人口等予測	16
2 水需要予測	17
3 料金収入の見通し	17
4 施設の見通し	18
5 組織の見通し	19
第3章 経営基本方針及び経営目標	20
1 経営基本方針	20
2 経営目標	20

第4章 投資・財政計画（収支計画）	21
第1節 収支計画	
1 収益的収支	22
2 資本的収支	24
第2節 収支計画のうち投資について	
1 投資の目標	26
2 施設等の建設・更新	26
3 施設のダウンサイジング及びスペックダウン	26
4 アセットマネジメントの充実	27
5 防災・安全対策	27
第3節 収支計画のうち財政（財源）について	
1 財源の目標	28
2 料金収入	28
3 企業債	29
4 繰入金	30
第4節 収支計画のうち投資以外の経費・取組について	
1 経常的経費の縮減	30
2 組織の活性化と人材育成	30
3 未収金の徴収対策	30
4 適切な水質管理	30
5 資金管理・調達に関する事項	31
6 情報公開に関する事項	31
第5節 その他今後検討予定の取組	
1 広域化・共同化	31
2 デジタルトランスフォーメーションの推進	31
3 ウォーターPPP導入の検討	31
4 国による制度改正に伴う対応	31
5 新たな財源に関する検討	31
第5章 経営戦略の事後検証・改定等に関する事項	32
《巻末》 用語解説	33

第1章 経営戦略改定の概要

第1節 改定の趣旨

1 経営戦略の概要

公営企業は、地方公営企業法上、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営され、また、サービスの提供に要する経費は、サービスを受ける者が負担するという独立採算制を採ることとされています。将来にわたり、住民生活に必要なサービスを安定的に供給していくため、公営企業の経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、公営企業の意義や必要性、採算性等について改めて検討を行い、事業継続の是非や事業手法について判断していく必要があります。公営企業の経営健全化や抜本的改革に取り組む上での重要なツールとして位置づけられているのが、公営企業の経営戦略です。

2 魚沼市の水道事業

本市の水道事業は、平成21年度から上水道事業と簡易水道事業を会計統合し地方公営企業法適用の公営企業として、ガス事業と下水道事業とともに経済性の発揮と公共の福祉の増進、公共性の確保に努めながら運営してきました。また、水道事業においては、平成22年度に「魚沼市公営企業経営計画」を策定し、投資面と財政面の調整を図りながら事業を実施してきたところです。その後、平成28年1月の総務省の経営戦略策定推進の方針に基づき、平成28年度に令和7年度までの10年間を計画期間とした「魚沼市水道事業経営戦略」を策定し、本戦略に基づく事業運営を行ってきました。

この度、令和7年度末で計画期間が終了することから、経営方針とともに投資・財政計画の指針に対する目標値を示したほか、アセットマネジメントなどの施設整備の強化や、時代とともに求められているデジタルトランスフォーメーション（DX）推進、脱炭素化への取組等といった新たな課題を盛り込んだ、今後10年間の経営戦略の改定を行うこととしました。

近年、全国的に、上下水道の老朽管に起因する大規模な事故が発生しており、設備の点検及び更新の重要性への認識が高まっています。本市でも、耐震管への更新を進めているものの、未だに昭和30年代に整備されたものが残っており、老朽管からの漏水が発生し対応に苦慮しています。加えて、近年の節水型機器の普及と節水指向の高まり及び修繕費用の増加と人口減少に伴う料金収入の減少という厳しい経営状況となっています。

公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続し、中長期的な視点から経営基盤の強化に向けて、経営の質と効率性を高めるとともに、機動的かつ柔軟に事業運営を行い、安全安心で持続可能な市民サービスの実現を目指し、本戦略に基づき事業運営を行っていく必要があります。

第2節 計画期間

本戦略の計画期間は、第3次魚沼市総合計画の基本構想に合わせ、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

第2章 事業の概要

第1節 事業の現況

本市における市営分の水道事業は、上水道1、簡易水道17、専用水道2、飲料水供給施設4の計20事業4施設により、地域住民に生活用水を供給しています。

山や河川に分断され、高低差も大きく、地形的に配管の接続が難しい状況であり、小規模の水道が散在しています。

上水道は、昭和30年代後半に供用開始し、給水開始から半世紀以上が経過しています。また、簡易水道についても昭和30～40年代に整備した施設が多い状況となっています。

本市は、平成21年度から簡易水道事業の全てに地方公営企業法を適用し、上水道事業会計、簡易水道事業会計、簡易水道事業特別会計の3会計を水道事業会計に一本化しており、認可区分上では多くの事業となっていますが、組織及び経営の面からは統合が完了しています。なお、事業規模は、令和6年度決算では、収益的収入で8.1億円、収益的支出で7.4億円、資本的収入で2.6億円、資本的支出で6.7億円となっています。

■基本情報(令和6年度決算)

令和7年3月31日現在

人 口	32,234 人	現在給水人口	31,650 人
面 積	946.76 k m ²	給 水 戸 数	12,939 戸
人口密度	34.05 人/k m ²	給水区域面積	68.54 k m ²
普 及 率	98.19 %	有 収 率	69.72 %
年間配水量	5,271 千m ³	年間有収水量	3,675 千m ³

1 施設等の概要

(1) 給水事業

上水道、簡易水道、専用水道、飲料水供給施設の概要です。

- | | |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・上水道 | …計画給水人口5,001人以上の水道事業 |
| ・簡易水道 | …計画給水人口101～5,000人の水道事業 |
| ・専用水道 | …寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道等で、101人以上に給水、または、最大給水量20m ³ /日を超えるもの
(ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下のものは除く。) |
| ・飲料水供給施設 | …給水人口が100人以下の給水施設 |

■上水道事業（1事業）の概要

令和7年3月31日現在

名称	認可年月日	給水開始年月日	計画給水人口(人)	現在給水人口(人)	計画1日最大給水量(m ³ /日)
魚沼市上水道	H25. 6. 13	H25. 6. 13	18,100	15,287	13,200

※ 平成25年6月に小出上水道と堀之内上水道を統合し、魚沼市上水道となりました。

■簡易水道事業（17事業）の概要

令和7年3月31日現在

名称	認可年月日	給水開始年月日	計画給水人口(人)	現在給水人口(人)	計画1日最大給水量(m ³ /日)	
小出	伊米ヶ崎簡易水道	H22. 3. 31	S33. 1. 1	2,100	1,529	1,400
	干溝簡易水道	H16. 11. 1	S34. 4. 1	652	416	267
湯之谷	湯之谷簡易水道	H25. 6. 13	S30. 12. 1	4,430	4,108	2,500
	大湯簡易水道	H16. 11. 1	S33. 4. 1	415	224	990
	銀山平簡易水道	H16. 11. 1	S46. 8. 1	476	3	71
広神	川東地区簡易水道	H16. 11. 1	S37. 4. 1	4,350	3,232	2,200
	川西地区簡易水道	H16. 11. 1	S42. 12. 1	4,100	2,792	2,280
	三ツ又地区簡易水道	H16. 11. 1	S40. 4. 1	188	4	30
	芋川地区簡易水道	H16. 11. 1	S45. 6. 1	170	10	26
	貫谷地区簡易水道	H16. 11. 1	H1. 12. 1	306	125	128
	滝之又地区簡易水道	H16. 11. 1	H5. 4. 1	540	238	200
守門	須原簡易水道	H22. 3. 30	S29. 11. 25	2,680	1,758	1,275
	上条地区簡易水道	H16. 11. 1	S51. 3. 1	2,100	851	1,313
	福山簡易水道	H17. 11. 25	S35. 10. 30	204	102	99
入広瀬	入広瀬地域簡易水道	H16. 11. 1	S32. 12. 1	1,525	810	1,020
	横根地域簡易水道	H16. 11. 1	S35. 11. 25	720	81	108
	大白川地域簡易水道	H16. 11. 1	S33. 4. 1	330	80	273

■専用水道事業（2事業）の概要

令和7年3月31日現在

名称	認可年月日	竣工年月日	認可時給水人口(人)	現在給水人口(人)	施設能力(m ³ /日)
山の神専用水道	H14. 9. 30	S58. 6. 1	239	0	59
銀山平第2専用水道	H14. 9. 30	—	600	2	170

■飲料水供給施設（4施設）の概要

令和7年3月31日現在

名称	給水開始年月日	計画給水人口(人)	現在給水人口(人)
泉沢地区飲料水供給施設	S48. 1. 1	86	39
越又地区飲料水供給施設	H7. 4. 1	99	29
五味沢飲料水供給施設	S48. 12. 1	55	2
大原飲料水供給施設	—	35	0

(2) 施設の概要

■施設の概要

令和7年3月31日現在

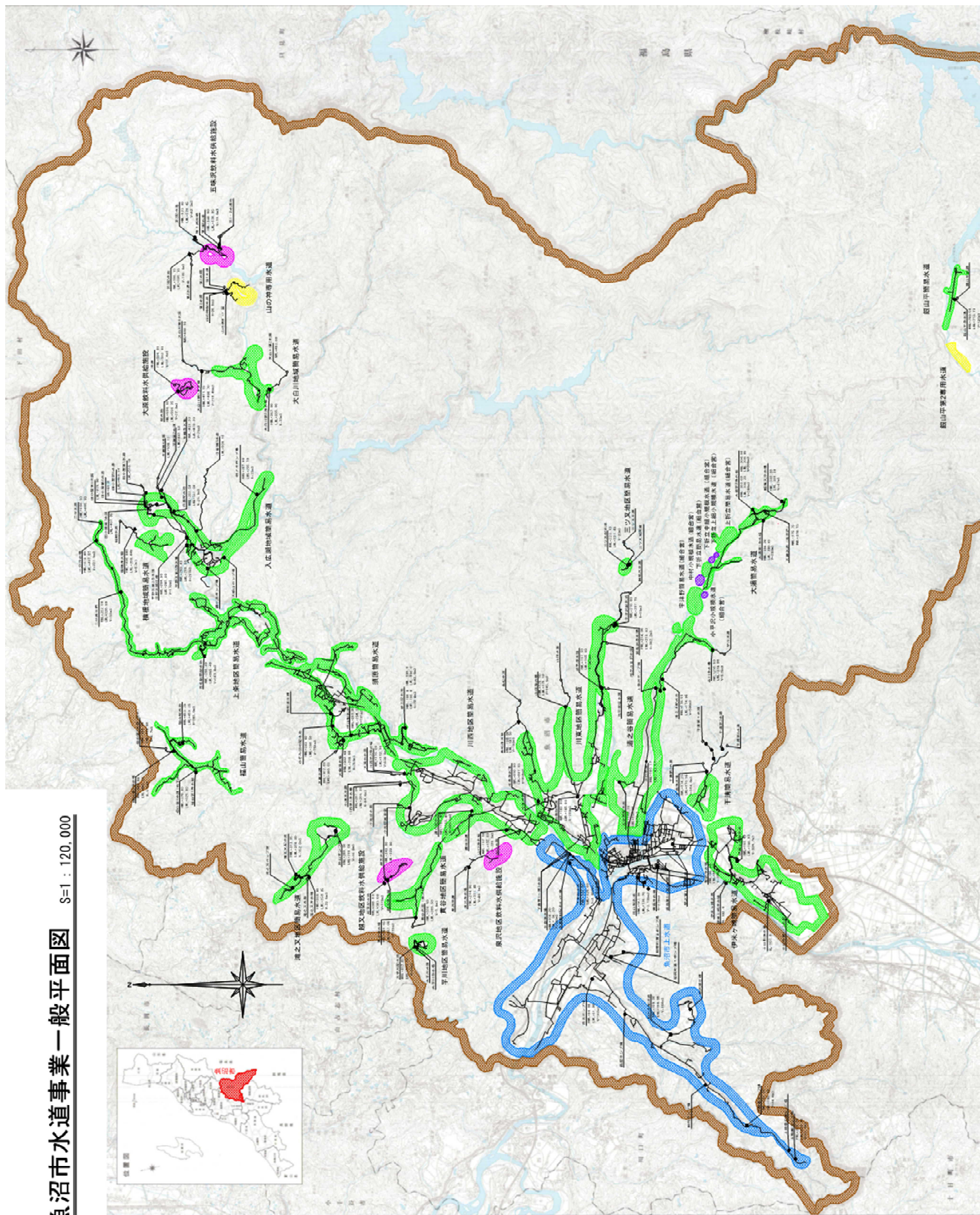
名 称	水源数			浄水場設置数	浄水能力 (m ³ /日)	配水池設置数	配水池容量 (m ³)	管路延長 (km)	うち耐震管延長 (km)
	地下水	湧水	表流水						
魚沼市上水道	9	-	-	3	13,900	4	5,538	192.3	66.8
伊米ヶ崎簡易水道	4	-	-	2	1,400	2	324	27.5	7.5
干溝簡易水道	-	4	-	1	326	1	185	8.0	0.3
湯之谷簡易水道	1	-	1	2	2,480	4	1,749	61.1	21.0
大湯簡易水道	1	-	-	3	990	3	919	12.5	1.3
銀山平簡易水道	-	1	-	1	71	1	120	3.3	0.1
川東地区簡易水道	1	4	1	2	1,812	7	1,359	50.3	4.9
川西地区簡易水道	2	3	-	-	2,280	5	1,615	41.3	6.3
三ツ又地区簡易水道	-	1	-	-	69	1	23	1.3	0.3
芋川地区簡易水道	-	1	-	-	86	1	22	0.9	0.1
貫谷地区簡易水道	-	1	-	1	128	1	115	4.6	-
滝之又地区簡易水道	1	-	-	1	220	1	152	8.5	1.6
須原簡易水道	-	1	-	3	1,275	4	1,102	39.8	9.4
上条地区簡易水道	-	1	-	-	1,313	2	755	30.8	3.5
福山簡易水道	1	1	-	1	99	1	81	10.3	2.7
入広瀬地域簡易水道	-	8	-	-	972	4	436	30.5	7.9
横根地域簡易水道	-	1	-	-	108	1	57	4.3	0.8
大白川地域簡易水道	-	2	-	2	273	2	245	7.5	2.5
山の神専用水道	-	1	-	1	60	1	30	2.0	-
銀山平第2専用水道	1	-	-	1	361	1	218	1.2	-
泉沢地区飲料水供給施設	1	-	-	-	30	1	45	1.8	-
越又地区飲料水供給施設	1	-	-	1	43	1	65	2.2	0.3
五味沢地区飲料水供給施設	-	3	-	-	286	3	268	5.1	0.1
大原地域飲料水供給施設	-	1	-	1	106	1	28	1.1	-
計	23	34	2	25	28,416	52	15,474	548.2	137.4

※各々の「給水区域一覧表」は、5ページのとおりです。

給水区域一覧表

事業名称	給水区域
《上水道事業》	
魚沼市上水道	魚沼市堀之内の一部、与五郎新田、大石の一部、下倉の一部、田戸の一部、根小屋の一部、竜光の一部、新道島の一部、下新田の一部、下島の一部、田川の一部、和長島の一部、徳田の一部、吉水の一部、原の一部、明神の一部、魚野地の一部、小出島、四日町の一部、日渡新田、大塚新田の一部、古新田、佐梨、中原、上原、青島、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、稲荷町一丁目、諏訪町一丁目、横町一丁目、横町二丁目、浦町一丁目、柳原一丁目、中ノ島、原虫野の一部、板木の一部、干溝の一部、井口新田の一部及び吉田の一部
《簡易水道事業》	
伊米ヶ崎簡易水道	魚沼市虫野、伊勢島、原虫野の一部、板木の一部、十日町、大浦新田、岡新田及び大浦
干溝簡易水道	魚沼市干溝の一部
湯之谷簡易水道	魚沼市井口新田の一部、七日市、七日市新田、吉田の一部、大沢、葎沢、湯之谷芋川、葎和田、大塚新田の一部及び池平の一部
大湯簡易水道	魚沼市大湯温泉、上折立の一部、折立又新田及び下折立の一部
銀山平簡易水道	魚沼市宇津野の一部
川東地区簡易水道	魚沼市中島、中島新田、今泉、江口、江口新田、新保、新保新田、山田、米沢、一日市、中家、中家新田、池平の一部、池平新田、中子沢及び四日町の一部(羽根川以北の区域)
川西地区簡易水道	魚沼市金ヶ沢、宮沢新田、田中、栗山、親柄、横瀬、清本、長堀新田、下田、小平尾の一部(外山、滝之又及び越又を除く。)、東中、田尻、山口、並柳、和田、連日、小庭名、小庭名新田及び吉平
三ツ又地区簡易水道	魚沼市三ツ又
芋川地区簡易水道	魚沼市大芋川
貫谷地区簡易水道	魚沼市吉原、茂沢及び水沢
滝之又地区簡易水道	魚沼市小平尾の一部(外山、滝之又)
須原簡易水道	魚沼市細野の一部、須原、大原新田、大倉、福田新田、松川、大倉沢、須川、三洲沢及び赤土
上条地区簡易水道	魚沼市高倉の一部、西名新田、西名、宮椿新田、東野名、長島、上長島新田、渋川及び細野の一部
福山簡易水道	魚沼市福山新田及び高倉の一部
入広瀬地域簡易水道	魚沼市穴沢、平野又、芋鞆、田小屋及び大栃山
横根地域簡易水道	魚沼市横根
大白川地域簡易水道	魚沼市大白川の一部(五味沢、大原及び破間川ダム周辺を除く。)
《専用水道》	
山の神専用水道	魚沼市大白川の一部(破間川ダム周辺)
銀山平第2専用水道	魚沼市下折立の一部
《飲料水供給施設》	
泉沢地区飲料水供給施設	魚沼市泉沢
越又地区飲料水供給施設	魚沼市小平尾の一部(越又)
五味沢飲料水供給施設	魚沼市大白川の一部(五味沢)
大原飲料水供給施設	魚沼市大白川の一部(大原)

魚沼市水道事業一般平面図 S=1:120,000



- 青 : 上水道
- 緑 : 簡易水道
- 黄 : 専用水道
- 赤 : 飲料水供給施設

2 水道料金

(1) 水道料金の推移

本市の水道料金は、基本料金と従量料金の組み合わせにより算定しています。

基本料金は、水道量水器の口径の違いによる配水管等の施設能力への負荷に応じた「口径別」とし、従量料金は使用水量が多くなるほど1 m³当たりの料金が段階的に高くなる「^{ていそう}逓増制」の料金体系となっています。従量料金に逓増制を採用することで、主に消費の抑制や少量使用者への配慮を目的とし生活に欠かせない最低限の給水を安価となるよう配慮しています。また、克雪のために本市で多く見られる高床式や3階建て住宅に多く使用される口径20mmの基本料金を割安に設定しています。

料金改定においては、平成22年度に激変緩和措置を設けた市内統一料金に改定しました。また、平成26年度には有収水量と必要経費を再算定し、減額改定を行いました。平成30年度及び令和4年度には検討した結果、改定を行いませんでした。

魚沼市では給水人口の減少等に伴い、水道料金収入も減少傾向にあります。そのため、令和8年度には、料金収入の減少と施設維持管理経費の増加を見据えた料金改定を行うこととしました。

なお、町村合併後の料金改定の推移は次のとおりです。

【平成22年度（料金改定）】

- ・上水道事業及び簡易水道事業の料金統一
- ・旧町村地区の料金統一
- ・料金体系の見直し
- ・健全な経営を確保するために資産維持費を算入
- ・人件費等の経費削減目標を経営努力分として料金原価から控除
- ・経済情勢を考慮し、料金の引き上げに対する激変緩和措置の実施

【平成26年度（料金改定）】

- ・水道事業の継続とナショナルミニマム（基本料金の底上げ）
- ・使用量に応じた従量料金体系
- ・地域の使用実態、克雪に配慮した口径別基本料金の設定
- ・経営健全化の成果を使用料に反映し減額改定

【平成30年度、令和4年度（料金据置き）】

- ・改定なし

【令和8年度（料金改定）】

- ・人口減少に伴う使用量減少と施設維持管理経費の増加を見据えた改定
- ・総括原価方式により算定し、基本料金は据え置き、従量料金は5体系を継承した増額改定

■水道料金表

(税込)

料金区分	メーター口径又は使用水量区分	金額 (令和7年4月1日現在)	金額 (令和8年7月1日改定)
基本料金	13ミリメートル	770.00円	770.00円
	20ミリメートル	957.00円	957.00円
	25ミリメートル	1,749.00円	1,749.00円
	30ミリメートル	3,608.00円	3,608.00円
	40ミリメートル	5,346.00円	5,346.00円
	50ミリメートル	12,507.00円	12,507.00円
	75ミリメートル	37,455.00円	37,455.00円
従量料金の単価	10立方メートルまでの 使用水量1立方メートルにつき	51.70円	59.40円
	10立方メートルを超え20立方メートルまでの 使用水量1立方メートルにつき	128.70円	140.80円
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの 使用水量1立方メートルにつき	134.20円	146.30円
	30立方メートルを超え100立方メートルまでの 使用水量1立方メートルにつき	139.70円	151.80円
	100立方メートルを超える 使用水量1立方メートルにつき	145.20円	157.30円

※令和7年4月1日現在金額は、平成26年4月1日改定による。(令和元年消費税改定を含む。)

なお、料金改定の検討については、平成22年度の改定の際に公営企業等運営審議会から意見書として提出された内容に従い、4年ごとに原価の再算定、料金水準、体系の検証を行うこととしています。また、広く財務状況等を公表した上で、改定を行う場合はその必要性を周知します。

(2) 料金算定の基準

料金算定にあたっては、公益社団法人日本水道協会から公表されている「水道料金算定要領」(令和7年2月改定)及び「魚沼市水道料金算定基準」に基づいて行います。

独立採算を原則として、通常の経費である人件費、動力費、委託料などのほか減価償却費、企業債利息の資本費、さらに物価上昇や施設の高度化に対応するため償却資産の一定割合分として算定される資産維持費を含む総括原価方式となっています。

本市の水道事業は、有収水量、給水人口の約半分は、地理的な条件により簡易水道事業となっており、水道料金の公平性を保つため一般会計からの繰入金は料金原価から控除しています。

(3) 料金水準

魚沼市を含む新潟県内の 20 市の状況は、下表のとおりです。

(水道口径 13mm)

令和 7 年 3 月 31 日現在

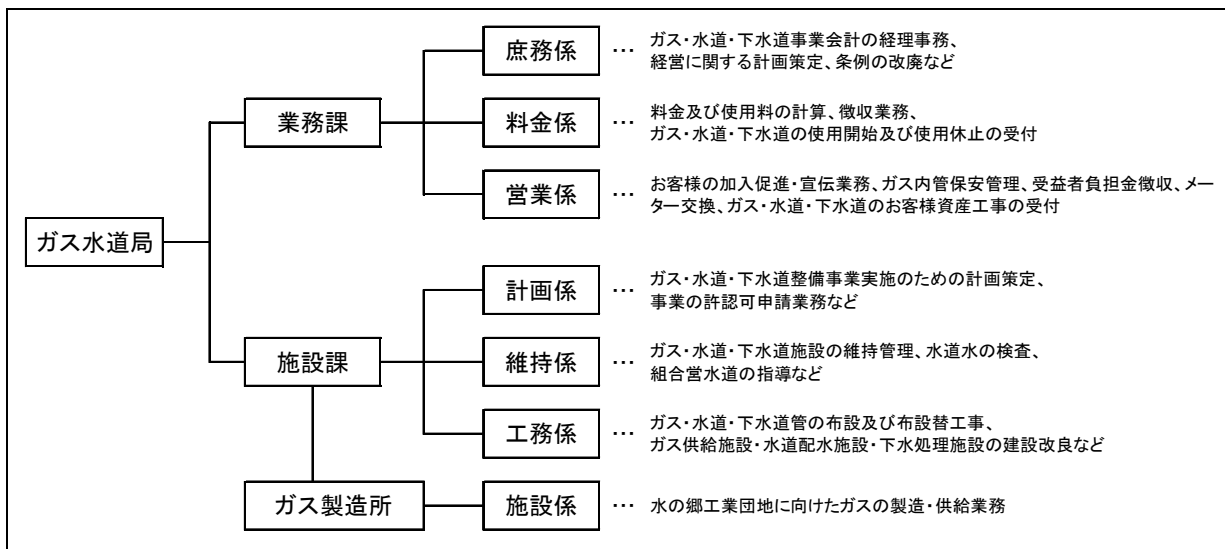
使用量 順位	10m ³ /月		20m ³ /月		30m ³ /月		50m ³ /月		100m ³ /月	
	自治体名	料金(税込)円	自治体名	料金(税込)円	自治体名	料金(税込)円	自治体名	料金(税込)円	自治体名	料金(税込)円
1	糸魚川市	1,012	糸魚川市	2,178	糸魚川市	3,344	糸魚川市	5,742	糸魚川市	11,847
2	妙高市	1,155	魚沼市	2,574	見附市	3,905	見附市	6,545	見附市	13,145
3	長岡市	1,188	見附市	2,585	魚沼市	3,916	魚沼市	6,710	魚沼市	13,695
4	三条市	1,254	五泉市	2,893	五泉市	4,356	燕市	7,568	燕市	14,773
5	見附市	1,265	三条市	2,992	村上市	4,620	五泉市	7,656	村上市	15,400
6	魚沼市	1,287	長岡市	3,003	新潟市	4,664	村上市	7,700	五泉市	15,906
7	五泉市	1,430	妙高市	3,014	燕市	4,686	新潟市	7,722	阿賀野市	16,500
8	加茂市	1,474	村上市	3,080	三条市	4,730	加茂市	8,250	新潟市	16,577
9	上越市	1,512	加茂市	3,168	長岡市	4,818	阿賀野市	8,250	加茂市	16,720
10	村上市	1,540	上越市	3,228	加茂市	4,862	三条市	8,294	三条市	17,424
11	新発田市	1,656	新潟市	3,234	新発田市	5,000	長岡市	8,448	長岡市	17,523
12	19市 平均	1,661	燕市	3,245	阿賀野市	5,060	小千谷市	9,053	小千谷市	17,688
13	柏崎市	1,705	新発田市	3,328	上越市	5,065	19市 平均	9,074	19市 平均	18,920
14	新潟市	1,804	19市 平均	3,446	19市 平均	5,271	上越市	9,311	上越市	19,926
15	燕市	1,804	阿賀野市	3,520	妙高市	5,291	新発田市	9,400	胎内市	20,340
16	佐渡市	1,886	小千谷市	3,872	小千谷市	5,599	妙高市	9,845	新発田市	20,400
17	阿賀野市	1,980	柏崎市	3,916	胎内市	6,060	胎内市	10,140	妙高市	23,650
18	胎内市	1,980	胎内市	4,020	柏崎市	6,347	柏崎市	11,649	南魚沼市	24,178
19	小千谷市	2,145	佐渡市	4,482	佐渡市	7,078	南魚沼市	12,078	十日町市	25,135
20	十日町市	2,365	南魚沼市	4,818	南魚沼市	7,238	佐渡市	12,270	佐渡市	25,250
21	南魚沼市	2,398	十日町市	4,895	十日町市	7,425	十日町市	12,485	柏崎市	27,104

3 組織

本市は、平成 16 年 11 月の町村合併で誕生以降、事務の一元化、特別会計を地方公営企業法適用の公営企業会計へ移行、上水道事業と簡易水道事業の会計を水道事業会計へ統合しました。また、平成 21 年 4 月には上水道事業、簡易水道事業、ガス事業、下水道事業の組織を一元化し、平成 23・24 年度には会議室や書庫を備えた書庫棟を整備したことから、組織が効率的に事業を実施できるよう条件整備を進め、現在に至っています。

■組織図

令和 7 年 4 月 1 日現在



第2節 これまでの主な経営健全化の取組状況

1 会計及び組織の統合

本市の水道事業は、広大な給水面積を有しており、また、合併直前に発生した中越大震災の復旧事業もあり、当初は守門地域及び入広瀬地域を維持管理するため守門庁舎に一部の業務を残したままスタートしました。

災害復旧事業の完了と遠隔監視システムの集約化により守門庁舎での業務を一本化し、組織統合に向け平成20年度末には簡易水道事業を地方公営企業法適用事業としました。

また、平成21年度当初からは、先行して法適用化していた下水道事業と組織統合し、ガス事業、水道事業、下水道事業を一元管理する組織となり、現在に至っています。

■水道事業会計の推移

会計区分	平成16年度～平成20年度	平成21年度～
企業会計	上水道事業会計 (堀之内、小出)	水道事業会計
	簡易水道事業会計 (湯之谷、大湯)	
特別会計	簡易水道事業特別会計 (小出、広神、守門、入広瀬)	
会計数	3	1

職員数の推移は下表のとおりです。令和7年度の職員数29人のうち、水道事業会計の支弁職員は10人です。職員数は、平成18年度に比較し、令和7年度は5人減となっています。

■職員数の推移

※ () 内は、兼務となります。

H18		H19	H20	H21 (グループ制)		H22	H23		H24 (大課制)		H25 H26	H27 H28	H29	H30	R元	R2 R3	R4	R5	R6 R7
組織・職名	人数	人数	人数	組織・職名	人数	人数	組織・職名	人数	組織・職名	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数
ガス・水道課				企業課			企業課		ガス水道局										
課長等	3	3	2	課長	1	1	課長	1	局長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
				お客様サービス室			お客様サービス室		業務課										
				室長	1	1	室長	1	課長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
庶務係	3	4	4	庶務班	5	5	庶務班	5	庶務係	4	4	5	5	6	5	5	5	5	5
料金係	4	4	4	料金班	4	4	料金班	4	料金係	4	4	3	4	4	4	3	3	3	3
営業係	3	3	4	営業班	5	4	営業班	4	営業係	5	5	5	4	4	5	5	4	4	3
施設係 (H19～施設班)	9	12	12																
				施設室			施設室		施設課										
				室長	1	1	室長	1	課長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
				ガス班	7	8	ガス班	7	計画係	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
				水道班	5	5	水道班	5	維持係	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5
							下水道班	4	工務係	5	5	5	5	5	5	5	6	5	5
下水道課				堀之内分室			水の郷工業団地ガス製造所		ガス製造所										
課長・補佐等	2	2	2	室長	1	1	施設長	1	施設長	1	1	1	(1)	(1)	1	1	1	1	1
管理係	4	3	3	下水道班	5	4			施設係				1	1	1	1	1	1	1
工務係	6	5	5																
合計(人)	34	36	36		35	34		33		31	30	30	30	31	32	31	31	30	29

2 施設の集約・統廃合

給水量の減少等により、余剰能力となった施設の維持管理費（動力費、薬品費等）を抑えるため、施設の休止・統廃合を行いました。

- ・伊米ヶ崎、十日町及び大浦簡易水道統合による施設の統廃合
- ・一日市、新保、吉水水源の休止
- ・中手原配水池、池平高区配水池の廃止

3 民間活力の活用

これまで、施設の改築・更新において、実施計画作成や設計業務等の委託を行い、業務の効率化を図ってきました。

また、下記の業務について民間に業務を委託し、費用軽減と効率化を図ってきました。

- ・水道の開閉栓
- ・料金徴収関連業務
- ・水道メーター交換
- ・水質検査
- ・給水装置工事設計確認、竣工検査
- ・各種システム関係保守管理

第3節 経営比較分析表を用いた現状分析

平成26年度決算から、総務省通知により「経営比較分析表」を公表することとなっています。令和元年度から5年度までの分析表により、経年比較や類似団体と比較し、経営の現状及び課題を分析すると次のようになります。なお、令和2年度は、収益認識基準の変更により、料金収入や有収水量等の算出基礎数値が1ヶ月分多く計上されています。

1 経営の健全性・効率性

■ 魚沼市 ● 類似団体平均 【】 令和5年度全国平均値

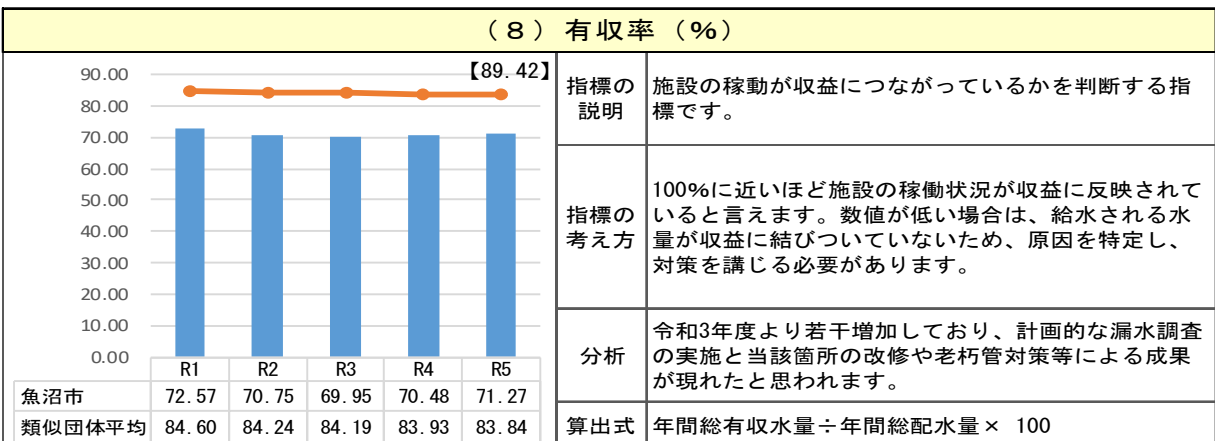
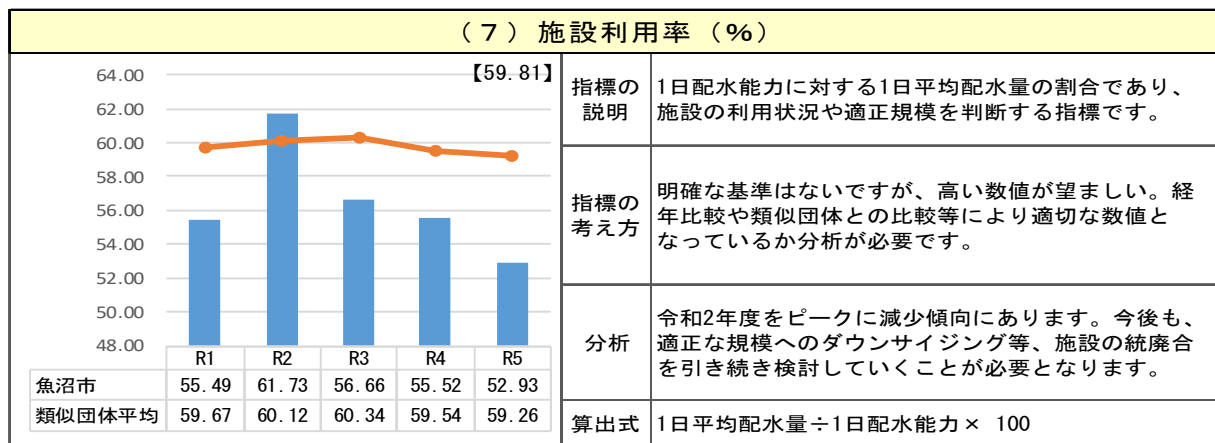
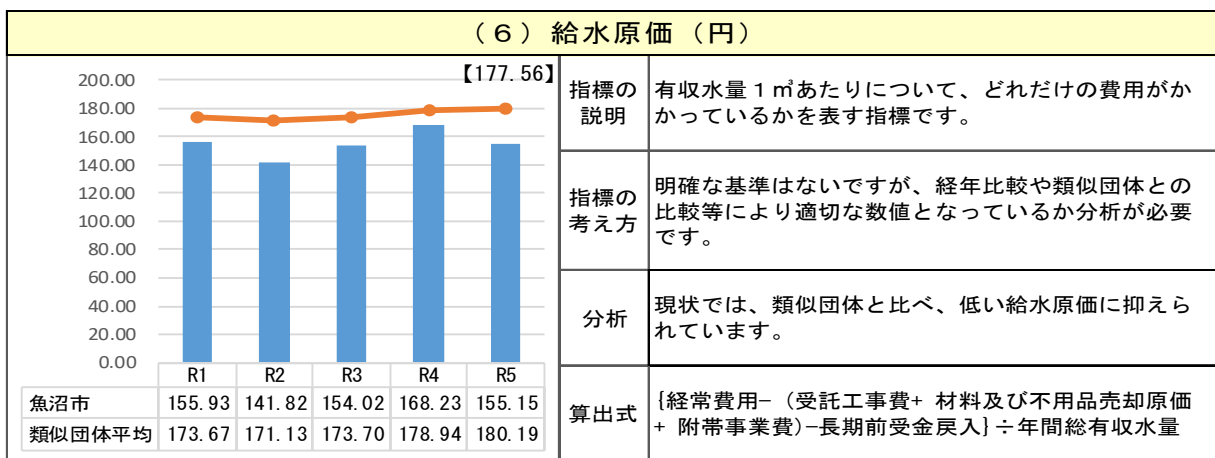
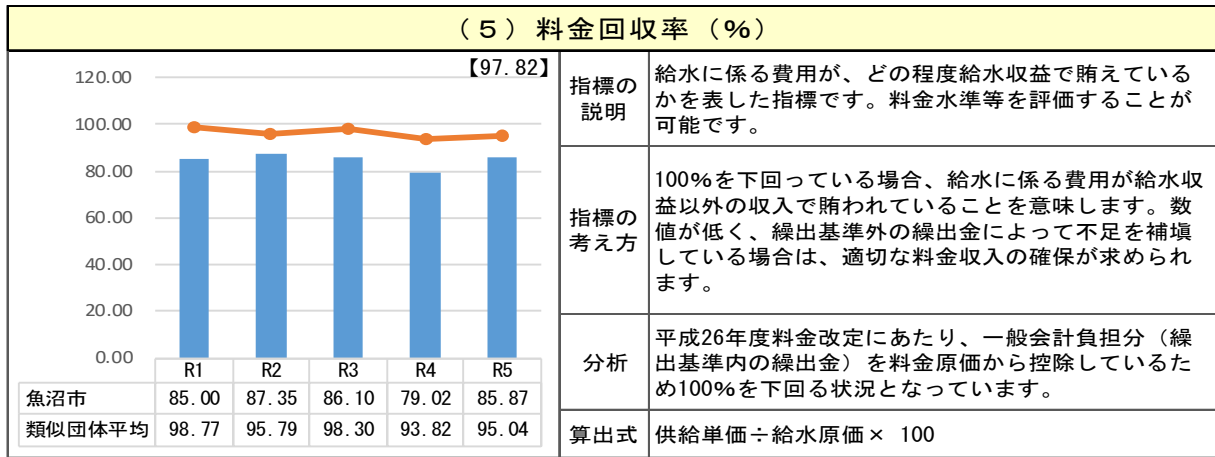
(1) 経常収支比率 (%)					
<p>【108.24】</p>					
指標の説明	給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。				
指標の考え方	単年度の経常収支が黒字であることを示す「100%以上」となることが必要です。				
分析	令和5年度は給水収益が減少していますが、施設に係る費用についても減少したため、100%以上となっており、概ね健全経営となっています。				
算出式	経常収益 ÷ 経常費用 × 100				
	R1	R2	R3	R4	R5
魚沼市	107.25	114.49	107.76	100.59	111.20
類似団体平均	109.01	108.83	109.23	108.04	107.49

(2) 累積欠損金率 (%)					
<p>【1.50】</p>					
指標の説明	営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標です。				
指標の考え方	累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。				
分析	累積欠損金が発生しておらず、健全な経営状況となっています。				
算出式	当年度未処理欠損金 ÷ (営業収益 - 受託工事収益) × 100				
	R1	R2	R3	R4	R5
魚沼市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
類似団体平均	3.70	4.34	4.69	4.72	5.76

(3) 流動比率 (%)					
<p>【243.36】</p>					
指標の説明	短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。				
指標の考え方	1年以内に支払うべき債務に対して、支払うことができる現金等がある状況を示す「100%以上」となることが必要です。100%以上であっても、流動資産が減少傾向にある場合や流動負債が増加傾向にある場合には、将来の見込みも踏まえた分析が必要です。				
分析	100%以上となっており、債務に対する支払い能力は高い状況です。企業債が多いことから類似団体の比率を下回っています。				
算出式	流動資産 ÷ 流動負債 × 100				
	R1	R2	R3	R4	R5
魚沼市	230.93	207.31	215.14	197.72	155.86
類似団体平均	365.18	327.77	338.02	345.94	329.70

(4) 企業債残高対給水収益比率 (%)					
<p>【265.93】</p>					
指標の説明	給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。				
指標の考え方	明確な基準はないですが、経年比較や類似団体との比較等により適切な数値となっているか分析が必要です。				
分析	類似団体よりも高く、企業債の残高が多くなっていますが、簡易水道事業を上水道会計と一本の会計で経理していることにより、簡易水道事業の企業債償還に係る一般会計負担分が残高に多く含まれています。このため、類似団体との比較が難しく、一概に高いとは判断できません。				
算出式	企業債現在高合計 ÷ 給水収益 × 100				
	R1	R2	R3	R4	R5
魚沼市	562.13	544.10	552.82	531.34	529.90
類似団体平均	371.65	397.10	379.91	386.61	381.56

■ 魚沼市 ● 類似団体平均 【】 令和5年度全国平均値



2 老朽化の状況

■ 魚沼市 ● 類似団体平均 【】 令和5年度全国平均値

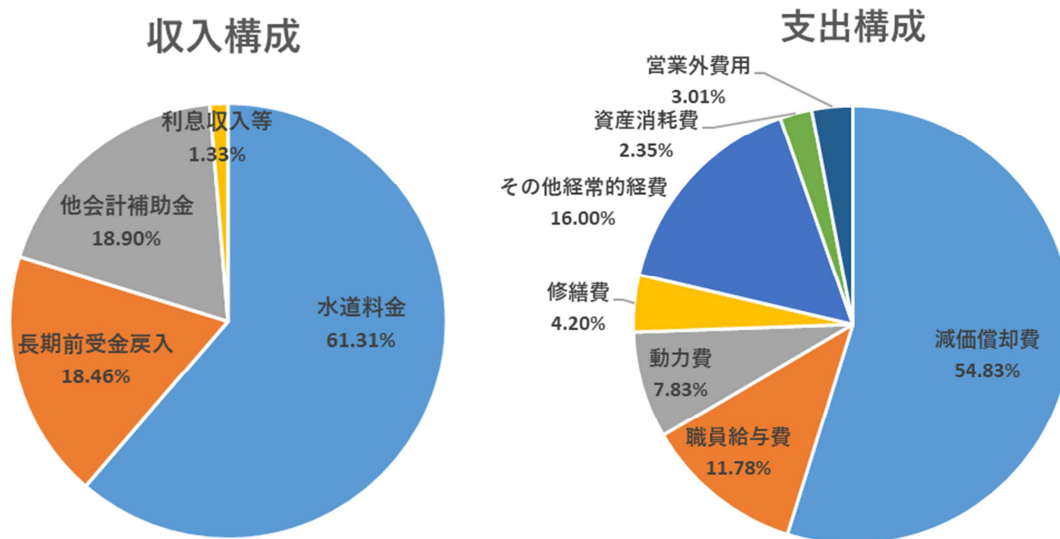
(1) 有形固定資産減価償却率 (%)																							
	指標の説明	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。																					
	指標の考え方	明確な基準はないですが、経年比較や類似団体との比較等により適切な数値となっているか分析が必要です。一般的に、100%に近いほど、保有資産が法定耐用年数に近づいていることを示しており、将来の施設の更新等の必要性を推測することができます。																					
	分析	類似団体と概ね同程度の数字となっていますが、徐々に高くなっており、資産の老朽化が進んでいます。																					
	算出式	有形固定資産減価償却累計額÷有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100																					
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> <td>R4</td> <td>R5</td> </tr> <tr> <td>魚沼市</td> <td>46.62</td> <td>48.02</td> <td>49.21</td> <td>50.90</td> <td>52.24</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>48.17</td> <td>48.83</td> <td>49.96</td> <td>50.82</td> <td>51.82</td> </tr> </table>		R1	R2	R3	R4	R5	魚沼市	46.62	48.02	49.21	50.90	52.24	類似団体平均	48.17	48.83	49.96	50.82	51.82				
	R1	R2	R3	R4	R5																		
魚沼市	46.62	48.02	49.21	50.90	52.24																		
類似団体平均	48.17	48.83	49.96	50.82	51.82																		

(2) 管路経年化率 (%)																							
	指標の説明	法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示しています。																					
	指標の考え方	明確な基準はないですが、経年比較や類似団体との比較等により適切な数値となっているか分析が必要です。一般的に、数値が高い場合は、法定耐用年数を経過した管路を多く保有しており、管路の更新等の必要性を推測することができます。																					
	分析	老朽管対策の成果が数値に表れはじめ、類似団体より低く推移しています。																					
	算出式	法定耐用年数を経過した管路延長÷管路延長×100																					
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> <td>R4</td> <td>R5</td> </tr> <tr> <td>魚沼市</td> <td>16.53</td> <td>15.41</td> <td>17.27</td> <td>18.87</td> <td>19.23</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>17.12</td> <td>18.18</td> <td>19.32</td> <td>21.16</td> <td>22.72</td> </tr> </table>		R1	R2	R3	R4	R5	魚沼市	16.53	15.41	17.27	18.87	19.23	類似団体平均	17.12	18.18	19.32	21.16	22.72				
	R1	R2	R3	R4	R5																		
魚沼市	16.53	15.41	17.27	18.87	19.23																		
類似団体平均	17.12	18.18	19.32	21.16	22.72																		

(3) 管路更新率 (%)																							
	指標の説明	当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できます。																					
	指標の考え方	明確な基準はないですが、数値が1%の場合、すべての管路を更新するのに100年かかる更新ペースであることが把握できます。経年比較や類似団体との比較等により適切な数値となっているか分析が必要です。																					
	分析	類似団体より低く推移しています。また、度重なる地震の影響を受け、実耐用年数は法定耐用年数より短くなるものと考えられるため、計画的な更新投資が必要となります。																					
	算出式	当該年度に更新した管路延長÷管路延長×100																					
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> <td>R4</td> <td>R5</td> </tr> <tr> <td>魚沼市</td> <td>0.55</td> <td>0.56</td> <td>0.47</td> <td>0.33</td> <td>0.38</td> </tr> <tr> <td>類似団体平均</td> <td>0.54</td> <td>0.57</td> <td>0.52</td> <td>0.48</td> <td>0.48</td> </tr> </table>		R1	R2	R3	R4	R5	魚沼市	0.55	0.56	0.47	0.33	0.38	類似団体平均	0.54	0.57	0.52	0.48	0.48				
	R1	R2	R3	R4	R5																		
魚沼市	0.55	0.56	0.47	0.33	0.38																		
類似団体平均	0.54	0.57	0.52	0.48	0.48																		

3 収益的収支構成比

令和6年度水道事業会計決算における収支の構成は、次のとおりです。



■主な収入の説明

①水道料金	お客様からいただいている料金収入で、魚沼市では61.31%となります。
②長期前受金戻入	資産取得時に財源とした補助金等（長期前受金）を、減価償却に対応して収益化したものを長期前受金戻入といい、18.46%となっています。
③他会計補助金	一般会計からの繰り入れを示し18.90%となっています。
④利息収入等	預金や運用などから生じた利息収入及びその他収入となり1.33%です。

■主な支出の説明

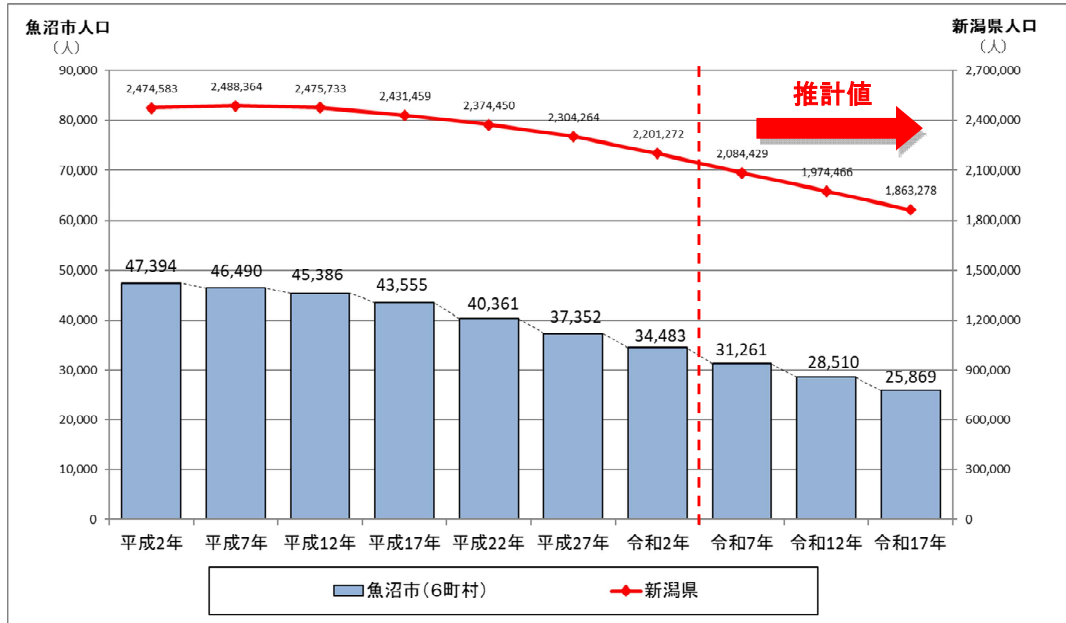
①減価償却費	これまで投資した資産の耐用年数に応じて当該年分を計上しており、54.83%と支出の中で最も高い比率となっています。
②職員給与費	職員給与費は、業務の委託や効率化を進め、11.78%と低く抑えられています。安定的な水の供給ができるような事業規模に則した体制を、今後も維持していく必要があります。
③動力費	動力費は、施設の稼働にかかる電力費等となり7.83%となっています。原油や液化天然ガス等の燃料価格高騰の影響により変動します。
④修繕費	修繕費は、全体の4.20%となっています。施設更新を継続して実施しているほか、漏水修繕等も一定程度発生し対応しているため、今後も同程度の支出が見込まれます。
⑤その他経常的経費	委託料、通信費、薬品費にかかる費用等の経常的経費となり、16.00%です。本市では小規模な水源が多く存在し水質検査委託料が高額となる傾向にあります。またメーター検針や交換等の件数は減少しているものの労務単価の上昇により決算では同額程度で推移しています。
⑥資産消耗費	固定資産が使用によって滅失し、または使用に耐えなくなり廃棄する場合に、この固定資産の減価償却費として費用化されていない額を資産消耗費として計上しており、2.35%となります。
⑦営業外費用	営業以外に要する支払利息等の支出となり、3.01%となります。

第4節 将来の事業環境

1 人口予測

本市の人口は、平成17年国勢調査では43,555人でしたが、令和2年国勢調査では20.8%減の34,483人となっており、今後も減少することが見込まれます。

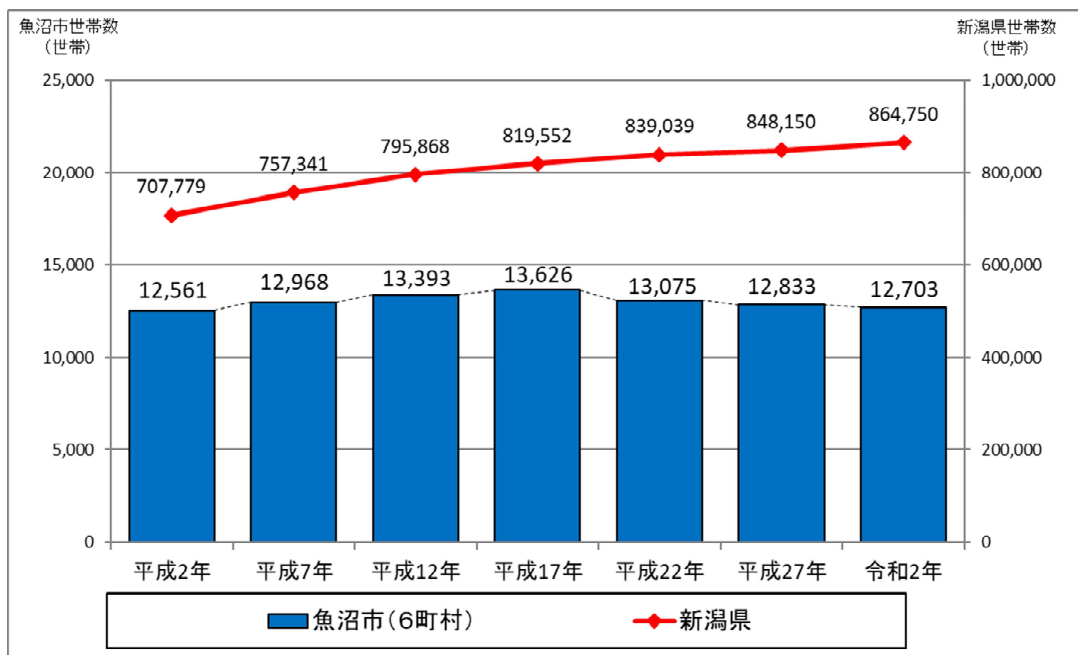
給水人口も同様に推移することが見込まれます。



出典：総務省統計局『国勢調査』及び国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（2023年推計）』

(参考) 世帯数

新潟県では単身世帯の増加等により、世帯数は増加傾向にあります。一方、本市の世帯数は、平成17年国勢調査をピークに減少傾向となっています。



出典：総務省統計局『国勢調査』

2 水需要予測

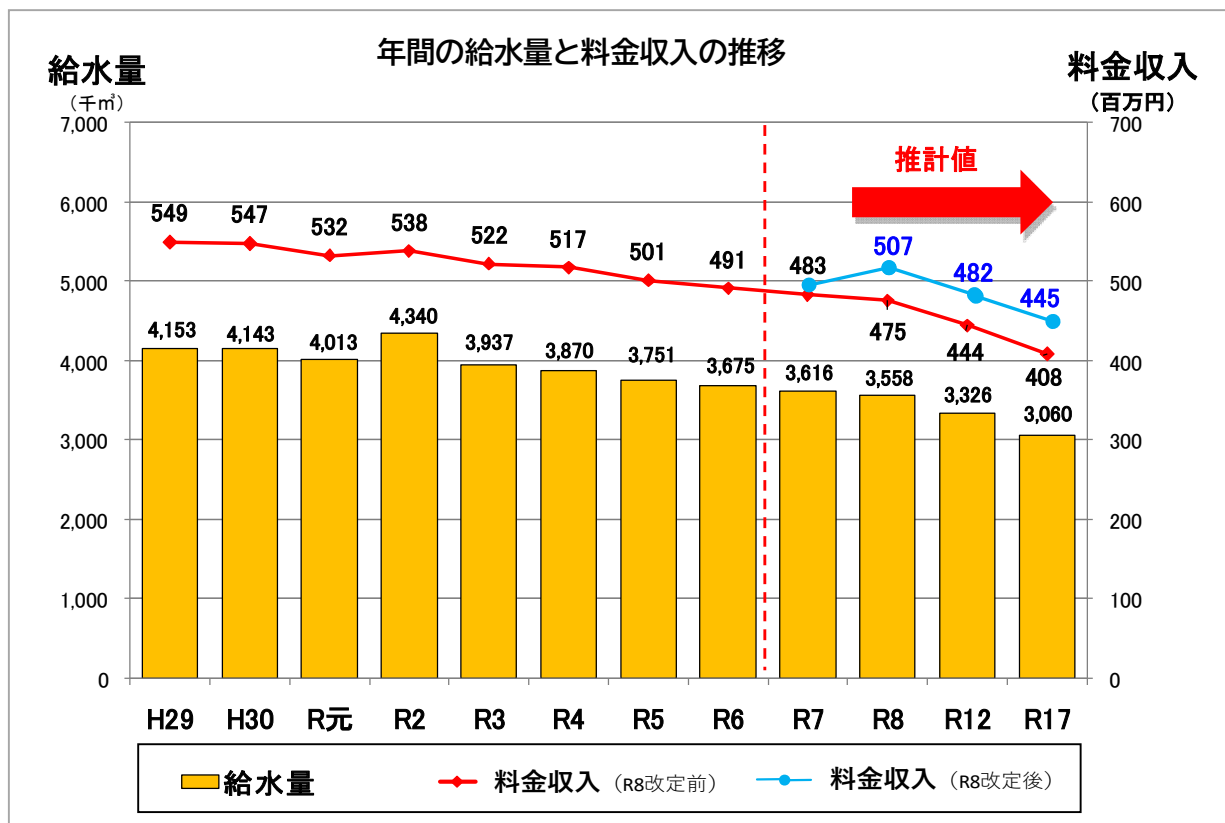
人口減少とともに、機器の節水機能向上により一人当たりの使用量減少も想定されます。本市の水需要の多くは一般家庭用であり、工業用やその他の需要による影響は少ないものと想定しています。

水需要に応じ、給水量は人口減少率に比例して毎年1.6%程度の減少と推計しています。

3 料金収入の見通し

料金収入の見通しは、令和8年度に料金改定を予定しているため令和8年度に一旦増加となりますが、その後は、人口の減少率及び給水量の推移と同程度に毎年1.6%程度減少していくものと推計しています。

なお、令和2年度は収益認識基準の変更の影響により、算出基礎数値が1ヶ月分多く計上されています。



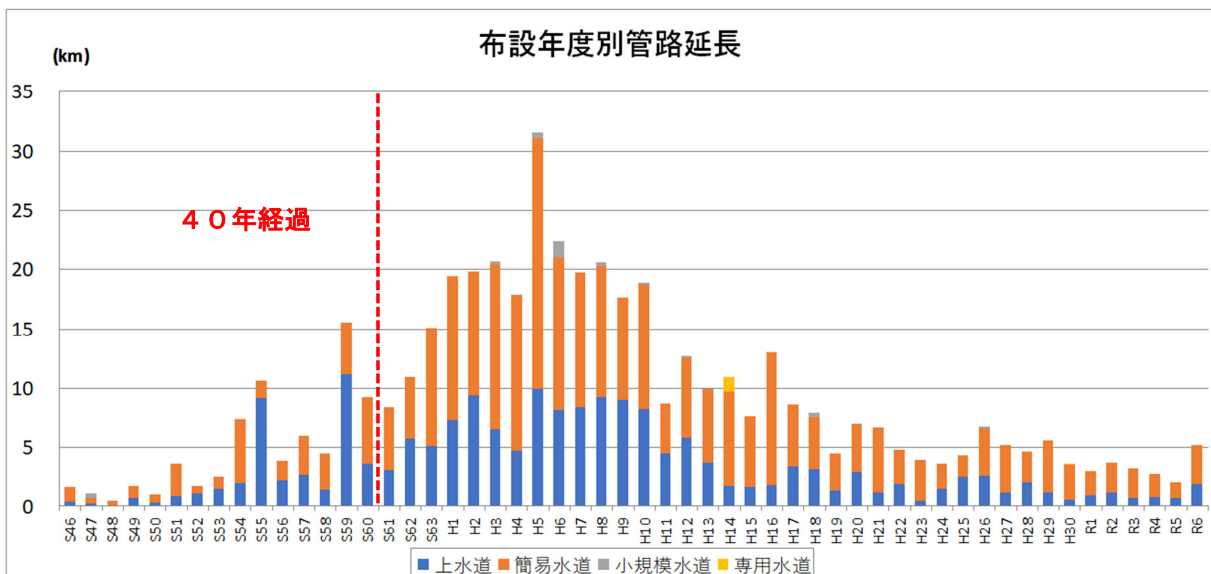
データ：ガス水道局決算による（推計値は将来推計を算出）

4 施設の見通し

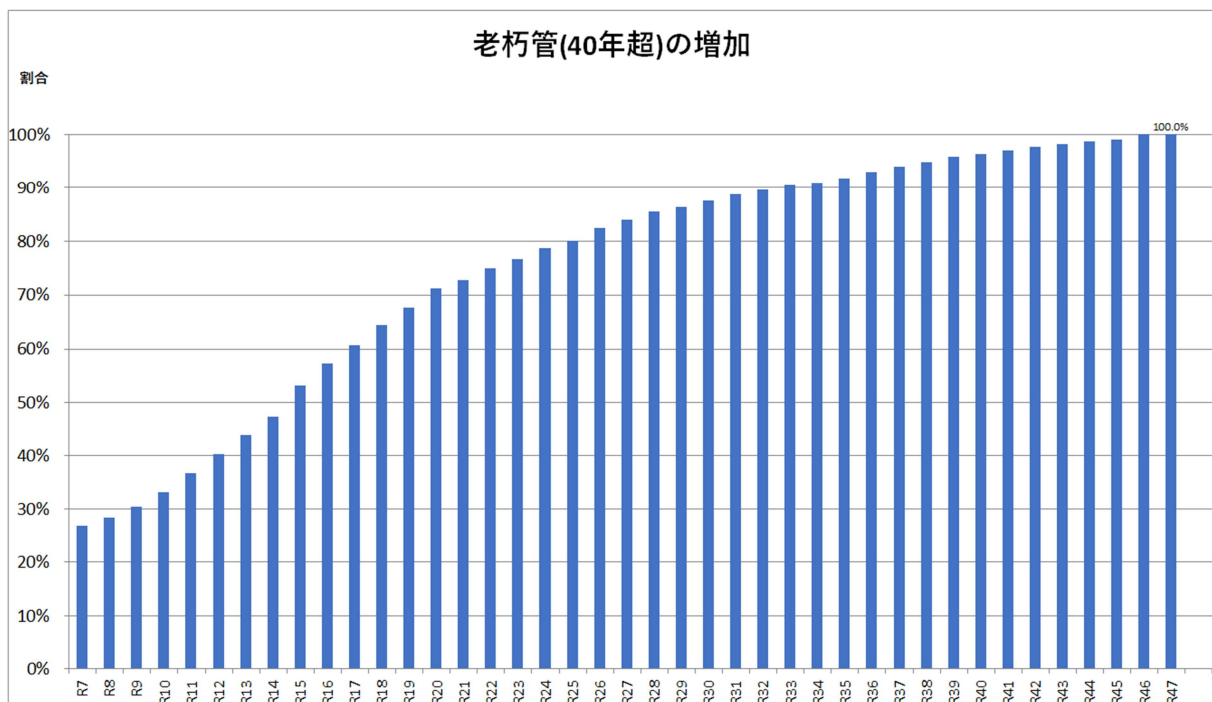
各地域の水道施設の老朽化が進み、相次いで更新時期を迎えています。昭和30年代から建設された小規模な水道施設が多いため、更新の際には維持管理も考慮し、各施設の統廃合又はダウンサイジングを実施する必要があります。

管路についても昭和後期から平成初期に設置された管路が多く、耐用年数の40年を経過する管が増加することから、今後も計画的に管路の更新を実施していく必要があります。

さらに、非耐震管も多く、漏水も増加傾向にあるため、漏水調査などを実施し効率的に管路の更新を実施していく必要があります。



老朽管の更新をしない場合、下表のとおり40年超の経年管の増加が見込まれます。



5 組織の見通し

本市は、行政部門の組織機構の改革に合わせ、企業組織の改編を進め、ガス、水道下水道事業を同一部局とすることで、効率的な事務執行につながったと考えられます。今後も、より高度な運営と給水サービスの向上、経費節減のため、従来の民間委託の範囲拡大や維持管理業務の包括連携委託の検討を進め、業務の効率化を図っていく必要があります。

また、「魚沼市定員適正化計画」(※)を基に、施設の統廃合による施設管理の効率化、事業の委託などを進めながら定員の適正管理に努めます。

水道事業は安全安心な水の供給体制を維持することが最も重要な使命であり、そのためにはマンパワーが必要不可欠であるため、事業規模に即した定員を確保していきます。

※「魚沼市定員適正化計画」は、令和8年度から「魚沼市定員管理計画」となる予定です。

第3章 経営基本方針及び経営目標

安全でおいしい水道水の供給と安定した水道事業運営を目指し、経営基盤の強化や経営健全化を図るとともに、持続可能な事業運営を図るため、経営基本方針と経営目標を次のとおりとします。

1 経営基本方針

● 基本方針1 安全でおいしい水の供給（安全）

水源水質の維持管理を行いながら、安全でおいしい水を安心してご使用いただけるよう、水道施設の計画的な改修・更新に取り組みます。

● 基本方針2 安定した水の供給（強靱）

水道施設の耐震化、危機管理体制の強化を図り、災害に強い水道事業を目指すとともに、水道水を安定的に供給するため、計画的な更新に努め施設の適切な維持管理を行います。

● 基本方針3 水道経営基盤の強化（持続）

水道事業の健全な経営を推進し経営基盤を強化するため、本戦略を確実に実施し、適正な料金水準を確保するとともに経営の効率化を図ります。

2 経営目標

（1）計画期間内収支の黒字化

人口減少等による料金収入の減少や維持管理等による経費増が見込まれます。そのため水道事業が将来にわたって安定的にサービスの提供を継続することができるよう、水道料金の改定について計画的に検討を行うことで、収益的収支の黒字化を維持する必要があります。

（2）漏水対策による有収率の維持

漏水対策により漏水箇所を特定するとともに管路の更新を進めます。

市の有収率は、過去5年間の実績（平均70.44%）を勘案し、計画期間内については70.00%を維持することを目標値とします。（令和6年度69.73%）

（3）料金回収率の向上

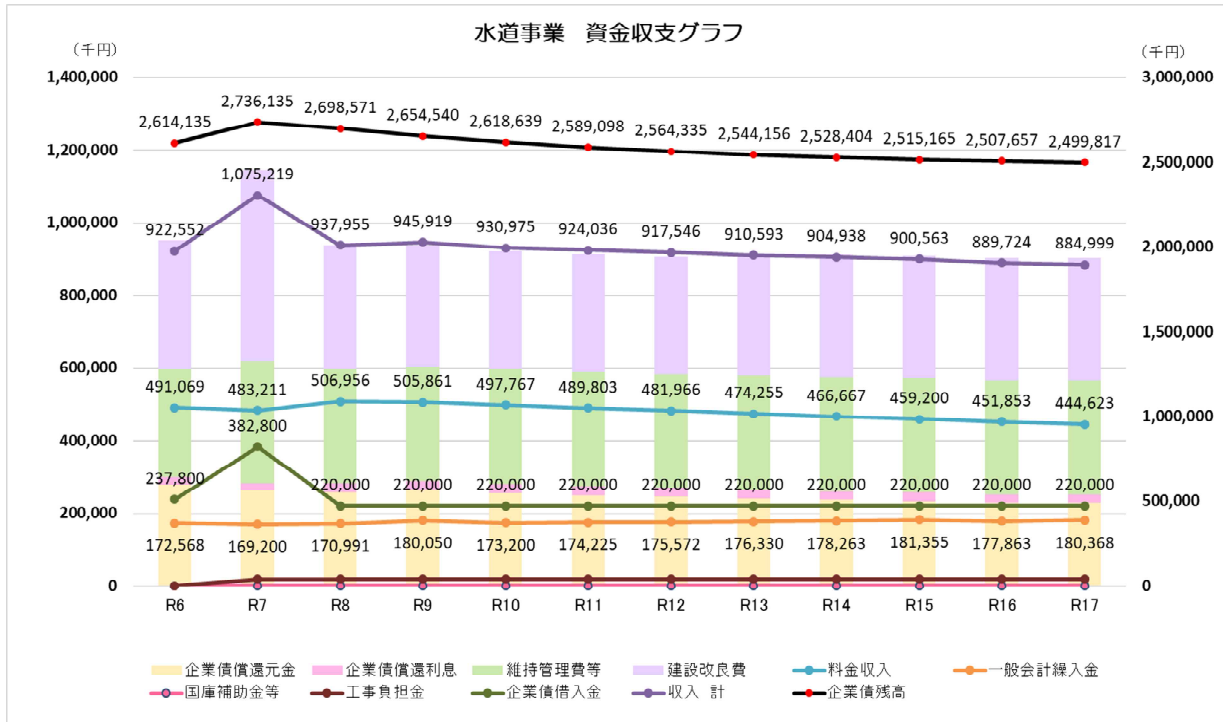
料金回収率は、給水に係るコスト全体を給水収益によってカバーすることが基本とされているものの、本市の水道事業においては基準内繰入金等を除くと常に100%を下回っている状態です。料金回収率の向上に向け、引き続きコスト削減策や料金改定を検討していく必要があります。（令和6年度82.92%）

第4章 投資・財政計画（収支計画）

第1節 収支計画

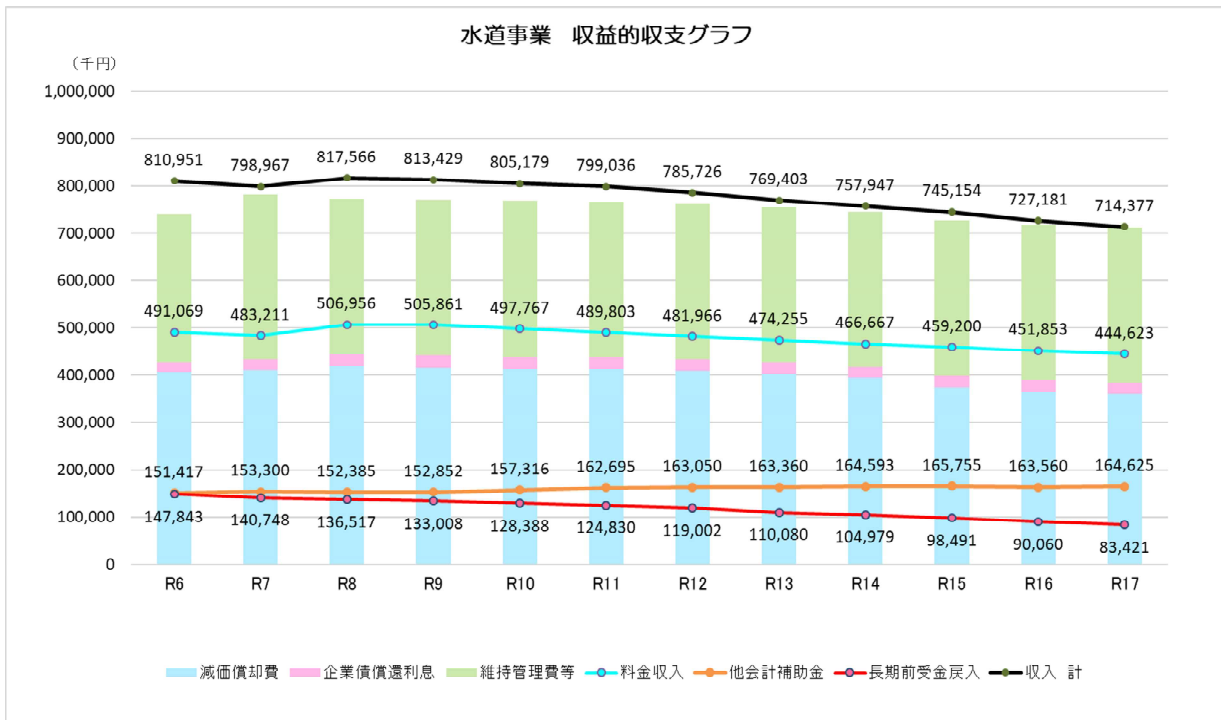
（資金収支グラフ）

（税抜）



（収益的収支グラフ）

（税抜）



・料金収入は令和8年度以降は減少しますが、資本費に対する一般会計の基準内繰入金により黒字経営が維持されます。

1 収益的収支

区 分		年 度		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
				(決 算)	(見 込)				
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)			492,779	484,941	508,686	507,591		
		(1) 料 金 収 入		491,069	483,211	506,956	505,861		
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		0	0	0	0		
	2. 営 業 外 収 益	(3) そ の 他		1,710	1,730	1,730	1,730		
		(1) 補 助 金			151,417	153,300	152,385	152,852	
			他 会 計 補 助 金		151,417	153,300	152,385	152,852	
	そ の 他 補 助 金		0	0	0	0			
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入 額			147,843	140,748	136,517	133,008		
		(3) そ の 他		18,912	19,978	19,978	19,978		
		収 入 計 (C)		810,951	798,967	817,566	813,429		
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用			717,725	759,702	746,816	744,358	
			(1) 職 員 給 与 費			87,170	88,042	88,042	88,042
				基 本 給		50,731	51,238	51,238	51,238
		退 職 手 当		0	0	0	0		
		そ の 他		36,439	36,803	36,803	36,803		
(2) 経 費				207,408	244,649	225,689	225,689		
		動 力 費		57,971	57,359	57,359	57,359		
		修 繕 費		31,037	42,812	42,812	42,812		
		量水器、"交換委託費		0	0	0	0		
		そ の 他 (経 常)		118,400	128,778	125,518	125,518		
		そ の 他 【 特 別 分 】		0	15,700	0	0		
(3) 減 価 償 却 費				405,732	411,647	419,084	416,626		
		(4) 資 産 減 耗 費			17,415	15,364	14,001	14,001	
			除 却 損		15,856	14,001	14,001	14,001	
撤 去 工 事 費			1,559	1,363	0	0			
2. 営 業 外 費 用			22,307	23,348	25,891	25,876			
	(1) 支 払 利 息		21,410	22,464	25,007	24,992			
	(2) そ の 他		897	884	884	884			
支 出 計 (D)		740,032	783,050	772,707	770,234				
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		70,919	15,917	44,859	43,195				
特 別 利 益 (F)		97	100	100	100				
特 別 損 失 (G)		88	100	100	100				
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		9	0	0	0				
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		70,928	15,917	44,859	43,195				
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		944,582	960,499	1,005,359	1,048,554				

(税抜・単位：千円)

R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度
499,497	491,533	483,696	475,985	468,397	460,930	453,583	446,353
497,767	489,803	481,966	474,255	466,667	459,200	451,853	444,623
0	0	0	0	0	0	0	0
1,730	1,730	1,730	1,730	1,730	1,730	1,730	1,730
305,682	307,503	302,030	293,418	289,550	284,224	273,598	268,024
157,316	162,695	163,050	163,360	164,593	165,755	163,560	164,625
157,316	162,695	163,050	163,360	164,593	165,755	163,560	164,625
0	0	0	0	0	0	0	0
128,388	124,830	119,002	110,080	104,979	98,491	90,060	83,421
19,978	19,978	19,978	19,978	19,978	19,978	19,978	19,978
805,179	799,036	785,726	769,403	757,947	745,154	727,181	714,377
743,242	740,574	737,593	730,134	720,582	702,039	692,695	688,387
88,042	88,042	88,042	88,042	88,042	88,042	88,042	88,042
51,238	51,238	51,238	51,238	51,238	51,238	51,238	51,238
0	0	0	0	0	0	0	0
36,803	36,803	36,803	36,803	36,803	36,803	36,803	36,803
228,567	225,739	225,739	225,739	225,739	225,739	225,739	225,739
57,359	57,359	57,359	57,359	57,359	57,359	57,359	57,359
42,812	42,812	42,812	42,812	42,812	42,812	42,812	42,812
0	0	0	0	0	0	0	0
128,396	125,568	125,568	125,568	125,568	125,568	125,568	125,568
0	0	0	0	0	0	0	0
412,632	412,792	409,811	402,352	392,800	374,257	364,913	360,605
14,001	14,001	14,001	14,001	14,001	14,001	14,001	14,001
14,001	14,001	14,001	14,001	14,001	14,001	14,001	14,001
0	0	0	0	0	0	0	0
25,770	25,542	25,390	25,253	25,055	24,853	24,640	24,450
24,886	24,658	24,506	24,369	24,171	23,969	23,756	23,566
884	884	884	884	884	884	884	884
769,012	766,116	762,983	755,387	745,637	726,892	717,335	712,837
36,167	32,920	22,743	14,016	12,310	18,262	9,846	1,540
100	100	100	100	100	100	100	100
100	100	100	100	100	100	100	100
0	0	0	0	0	0	0	0
36,167	32,920	22,743	14,016	12,310	18,262	9,846	1,540
1,084,721	1,117,642	1,140,385	1,154,401	1,166,710	1,184,973	1,194,819	1,196,359

2 資本的収支

区 分		年 度		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
				(決算)	(見込)			
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債		237,800	382,800	220,000	220,000	220,000
		資本費平準化債						
		2. 他 会 計 出 資 金		21,151	15,900	18,606	27,198	15,884
		3. 他 会 計 補 助 金						
		4. 他 会 計 負 担 金						
		5. 他 会 計 借 入 金						
		6. 国(都道府県)補助金						
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金		84	2	2	2	2
		8. 工 事 負 担 金			18,296	18,296	18,296	18,296
	9. そ の 他		409	2	2	2	2	
	計 (A)		259,444	417,000	256,906	265,498	254,184	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)							
	純計 (A)-(B) (C)		259,444	417,000	256,906	265,498	254,184	
資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		391,530	582,200	377,100	367,100	357,100
		うち職員給与費		15,597	17,100	17,100	17,100	17,100
		2. 企 業 債 償 還 金		278,052	260,800	257,564	264,031	255,901
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金						
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
		5. そ の 他						
計 (D)		669,582	843,000	634,664	631,131	613,001		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			410,138	426,000	377,758	365,633	358,817	
補 て ん 財 源	補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		359,964	361,301	345,119	333,904	327,998
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額		16,000	15,000			
		3. 繰 越 工 事 資 金						
		4. そ の 他		34,174	49,699	32,639	31,729	30,819
計 (F)		410,138	426,000	377,758	365,633	358,817		
補てん財源不足額 (E)-(F)								
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)								
企 業 債 残 高 (H)			2,614,135	2,736,135	2,698,571	2,654,540	2,618,639	

○他会計繰入金

区 分		年 度		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
				(決算)	(見込)			
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分			11,020	12,826	13,864	14,320	14,772
		うち基準内繰入金		9,585	9,829	9,465	9,173	8,920
		うち4条から振替		140,397	140,474	138,521	138,532	142,544
		うち基準外繰入金		1,435	2,997	4,399	5,147	5,852
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分			161,548	156,374	157,127	165,730	158,428
		うち基準内繰入金		75,060	65,796	68,172	69,910	69,538
		うち3条に振替		△ 140,397	△ 140,474	△ 138,521	△ 138,532	△ 142,544
		うち基準外繰入金		86,488	90,578	88,955	95,820	88,890
合 計			172,568	169,200	170,991	180,050	173,200	

(税込・単位：千円)

R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度
220,000	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000	220,000
11,530	12,522	12,970	13,670	15,600	14,303	15,743
2	2	2	2	2	2	2
18,296	18,296	18,296	18,296	18,296	18,296	18,296
2	2	2	2	2	2	2
249,830	250,822	251,270	251,970	253,900	252,603	254,043
249,830	250,822	251,270	251,970	253,900	252,603	254,043
357,100	357,300	369,100	371,100	371,100	371,100	371,100
17,100	17,100	17,100	17,100	17,100	17,100	17,100
249,541	244,763	240,179	235,752	233,239	227,508	227,840
606,641	602,063	609,279	606,852	604,339	598,608	598,940
356,811	351,241	358,009	354,882	350,439	346,005	344,897
325,992	320,402	326,100	322,973	318,530	314,096	312,988
30,819	30,839	31,909	31,909	31,909	31,909	31,909
356,811	351,241	358,009	354,882	350,439	346,005	344,897
2,589,098	2,564,335	2,544,156	2,528,404	2,515,165	2,507,657	2,499,817

R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度
15,138	15,481	15,778	15,998	16,146	16,234	16,292
8,704	8,567	8,468	8,370	8,310	8,292	8,326
147,557	147,569	147,582	148,595	149,609	147,326	148,333
6,434	6,914	7,310	7,628	7,836	7,942	7,966
159,087	160,091	160,552	162,265	165,209	161,629	164,076
64,428	62,596	61,635	58,256	56,409	53,699	52,236
△ 147,557	△ 147,569	△ 147,582	△ 148,595	△ 149,609	△ 147,326	△ 148,333
94,659	97,495	98,917	104,009	108,800	107,930	111,840
174,225	175,572	176,330	178,263	181,355	177,863	180,368

第2節 収支計画のうち投資について

1 投資の目標

本市の水道は、小規模の水道事業が極端に多く、日常の施設管理に多大な時間と費用を要しています。また、合併前の旧町村の区域ごとに、それぞれ施設の整備水準が異なっているほか、早い時期に整備されたことから、老朽化の進行により本格的な施設更新が必要な水道施設を有しています。このため、水道施設の更新と統廃合を行うとともに、漏水が特に多い地域から老朽管布設替えを順次進めながら、漏水事故の抑止と安定給水に努めていく必要があります。

なお、人口減少など社会情勢を見極めながら過大な経費負担とならないよう、また、投資額の平準化を考慮した計画的な施設更新を図ります。

2 施設等の建設・更新

水道の面的整備は終了しているため、今後は既存設備の更新が主なものとなります。施設の新設・更新にあたっては、人口減少等に伴う需要量減少を考慮した規模として、建設年度が古く老朽化が進んでいる施設を順次更新し、また関連する他施設との統廃合を進めることとします。

管路については、法定耐用年数（40年）が更新基準となりますが、漏水の発生状況、管種等を考慮し、実使用年数に基づく更新基準（40～60年）を設定し、重要度の高いものを優先して耐震管に更新します。また、管路更新の実施をガス工事や道路工事と同時に行うなどといった、工事手法の工夫による工事費の節減を図ります。

老朽化した管路については、費用対効果を勘案しながら計画的な更新等を行い、貴重な水資源の効果的な使用により有収率を向上させ、給水経費の節減に努めます。

老朽管更新延長及び有収率の目標値は、下記のとおりです。

指 標	令和6年度 (現状値)	令和8年度	令和12年度	令和17年度
老朽管更新延長	2.1 km	2.0 km／各年度		
有 収 率	69.7%	70.00%を維持		

3 施設のダウンサイジング（集約・統廃合）及びスペックダウン（合理化）

給水量の減少等により、余剰能力となった施設の維持管理費（動力費、薬品費等）を抑えるため、状況に応じ施設の集約化を進めていきます。

また、水源についても統廃合を進め、連絡管路による水源の有効活用と老朽化した施設の更新により、施設管理の効率化を進めます。安全かつ良質な水道水の供給を確保し、公衆衛生の向上及び生活環境の改善に寄与します。

4 アセットマネジメントの充実（長寿命化対策と投資の平準化）

水道管路や施設を、埋設した当時と同様のペースで更新していくことは現状の体制や経営状況からは困難な状況です。こうしたことから、現在保有する水道の総資産と今後の更新需要を把握し、更新ピークを緩和するための事業費の平準化を行うなど、リスク分析を行った中で計画的かつ効率的に長寿命化を図り、施設管理の最適化に向けた水道のアセットマネジメント対策に取り組んでいきます。

今後、老朽管の更新や、漏水修繕・施設の小規模な改修を並行して行い、建設改良費が平準化するように計画します。

5 防災・安全対策

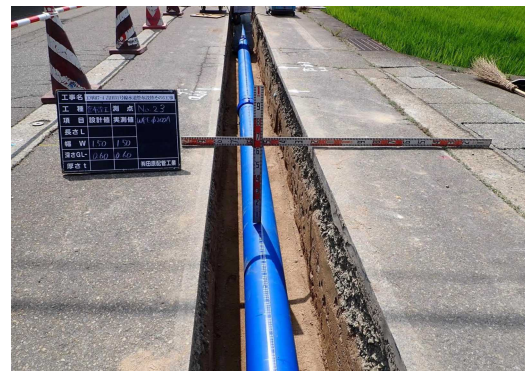
日本は世界有数の地震大国であり、中越大震災では約13万戸、中越沖地震では約5.9万戸、東日本大震災では約256.7万戸、能登半島地震では約11万戸が、断水を余儀なくされました。

国では、地震や異常気象の頻発・激甚化を踏まえ、水道施設における耐震化を推進しています。

地震が発生した場合でも、被害を最小限にとどめるため、既存施設の耐震化を進めることが不可欠です。現在、浄水場の耐震化を進めており、管路においても、硬質塩化ビニル管からポリエチレン管（耐震管）への更新工事を集中的に行っていますが、今後も計画的に耐震化を進めていく必要があります。



硬質塩化ビニル管 漏水状況



ポリエチレン管（耐震管）配管状況

また、緊急連絡管の設置などループ化を推進し、断水範囲の縮小に努め、災害や事故により断水などの緊急事態が発生した場合に迅速な応急給水や復旧作業を行うことができる体制を構築します。

災害対応拠点となる病院等重要給水施設への供給ルート更新、有収率向上及び道路陥没等の二次災害防止のため、計画的な漏水調査を行う必要があります。

第3節 収支計画のうち財政（財源）について

1 財源の目標

本市の水道施設の更新、改修にあたっては、当分の間、簡易水道事業債及び過疎債の発行により賄います。上水道事業については、国による制度改正等の動向を注視し借入を検討することとした上で、企業債残高対給水収益比率が類似団体を大きく上回らない状態を目指します。また、投資及び資本費以外の経費については、料金収入等の営業収益により賄うこととします。

財源の指標に対する目標については、次のとおりです。

指標	目標
経常収支比率	経常収支比率は100%以上を維持
企業債残高対給水収益比率	企業債残高対給水収益比率は、可能な限り低減

なお、国の補助事業については、現在、簡易水道事業を上水道事業に統合することが条件となっており、本市のように小規模な水源が山間部に点在し、給水地点の標高差が大きい地域では、統合後のデメリットの方が大きいため、補助事業による建設改良事業は補助制度の改正などの状況を注視しつつ検討します。

2 料金収入

本市の水道料金については、人口減少等に伴う料金収入の減少及び施設維持管理経費の増加に伴い、令和8年度に改定することとしました。

収支計画においては、改定後の料金により見積もり、毎年度1.6%減としています。

■水道料金表

(税込)

料金区分	メーター口径又は使用水量区分	金額	
		(令和7年4月1日現在)	(令和8年7月1日改定)
基本料金	13ミリメートル	770.00円	770.00円
	20ミリメートル	957.00円	957.00円
	25ミリメートル	1,749.00円	1,749.00円
	30ミリメートル	3,608.00円	3,608.00円
	40ミリメートル	5,346.00円	5,346.00円
	50ミリメートル	12,507.00円	12,507.00円
	75ミリメートル	37,455.00円	37,455.00円
従量料金の単価	10立方メートルまでの 使用水量1立方メートルにつき	51.70円	59.40円
	10立方メートルを超え20立方メートルまでの 使用水量1立方メートルにつき	128.70円	140.80円
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの 使用水量1立方メートルにつき	134.20円	146.30円
	30立方メートルを超え100立方メートルまでの 使用水量1立方メートルにつき	139.70円	151.80円
	100立方メートルを超える 使用水量1立方メートルにつき	145.20円	157.30円

料金回収率の目標値については、次のとおりです。

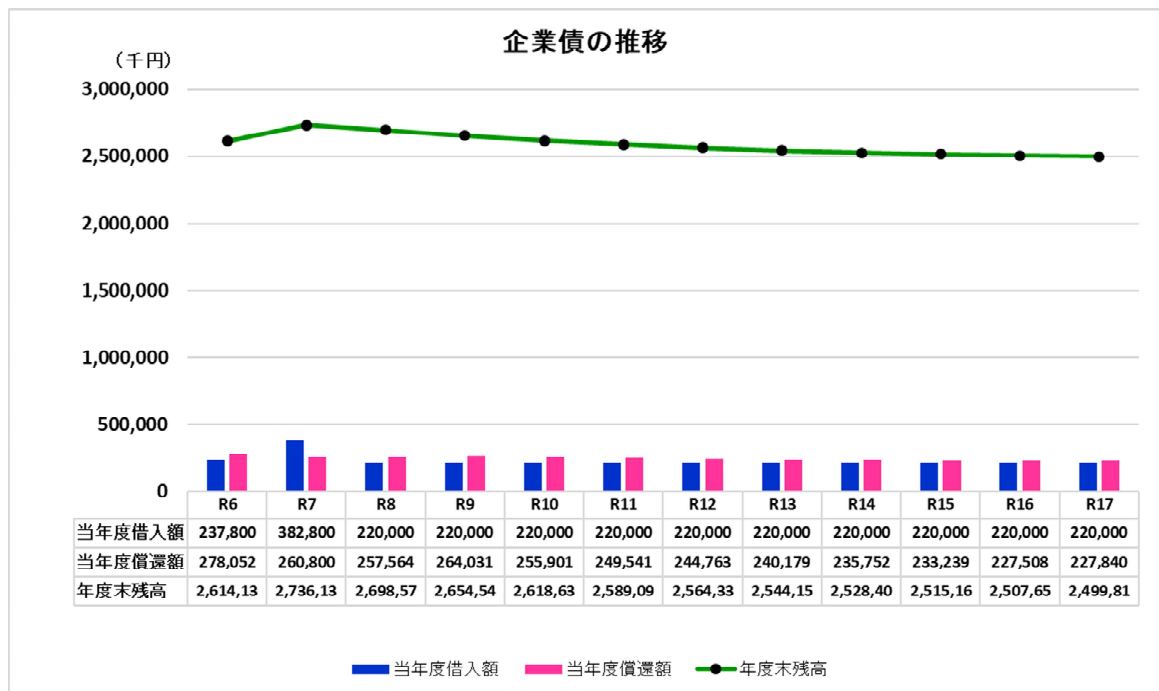
なお、本市では、総務省により定められている一般会計からの算入基準に基づく基準内繰入金等が多く、これを含む場合の料金回収率の目標値を下段（）内に示します。

指 標	令和 6 年度 (現状値)	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 17 年度
料金回収率 (基準内繰入金等を含む場合)	82.92% (108.49%)	80.00%を維持 (100.00%を維持)		

3 企業債

簡易水道事業の建設改良費に対して、簡易水道事業債及び過疎債を充てています。

上水道事業を含む各年度の建設改良費の75%程度を上限に、平年ベースでは簡易水道事業債と過疎債の借入について、各1億円程度にすることを目標とします。



4 繰入金

独立採算制を経営の基本原則として、効率的な施設運営により経費節減を進めるとともに適正な料金改定を実施しながら、健全経営に努めます。一般会計からの繰入金は、法令等に基づく負担金、補助金、出資金のみとし、その経費以外は経営に伴う収入をもって充てていくものとします。

過疎債の償還については、分類上は基準外繰入の扱いとなっていますが、水道事業会計から全額償還していることから、地方交付税の基準財政需要額に計上される相当額の繰入を含め、原則として簡易水道事業の建設改良に要した経費（地方債元金）及び地方債利息のうち、総務省の繰入基準に基づき約6割を一般会計負担としています。

また、本来は普通会計で経営することとされる飲料水供給施設により水道事業が圧迫される場合は、別に経費の負担を協議するものとします。

第4節 収支計画のうち投資以外の経費・取組について

1 経常的経費の縮減

委託料、修繕費、薬品費等について、安価な調達等を検討しコスト縮減に努め、経営健全化に努めます。

動力費については、安価な調達方法により経費節減を図るとともに、脱炭素社会の実現を目指し温室効果ガス排出量を削減に向けたグリーントランスフォーメーション（GX）への取組も進めます。

職員給与費については、人事異動により変動があること、また時間外勤務削減を目指していることなどから、同程度に推移することを見込んでいます。

2 組織の活性化と人材育成

地方公営企業法の基本理念を達成するために、サービス精神と広い視野に立った経営感覚のある人材の育成を進めます。局内研修の実施とともに他機関への研修会に参加させ、組織の活性化を図ります。また、水道協会等主催の研修会などに積極的に職員を参加させ、水道法により配置を義務付けられている水道技術管理者の資格取得を推進し、人材の育成を図るとともに水道事業の基盤強化に努めます。

3 未収金の徴収対策

料金の未納については、ガス料金及び下水道使用料と併せての電話や個別訪問による納入依頼、納入誓約書の徴取による計画的な支払いの実施など、人口減少による料金収入の減少が見込まれる中、徴収率の一層の向上に注力していくことが重要となります。

4 適切な水質管理

水源及び浄水施設の適切な維持管理を行い、水質の悪化防止に努めるとともに、「魚沼市水道水質検査計画」に基づき、水道法で定められた水質検査を実施し、水道利用者に安全でおいしい水道水を提供し、水質管理体制を維持していきます。

5 資金管理・調達に関する事項

内部留保資金のうち運用可能な資金は、「魚沼市公金運用基準」及び「魚沼市国債等の取得、管理及び処分に関する要綱」に基づき効果的かつ適切に運用します。施設整備の資金調達に関しては、国の支援がある優良債（簡易水道事業債、過疎債）を活用して費用の平準化を図りながら、健全経営に努めます。

6 情報公開に関する事項

市報やホームページ等の活用により、市民から水道事業を正しく理解いただき、より良い評価がいただけるよう、予算、決算状況、料金、新規加入手続きなどについて周知します。周知内容を常に検証し、わかりやすい広報に努めます。

第5節 その他今後検討予定の取組

1 広域化・共同化

市町村の枠を超えた広域的な連携の推進については、スケールメリットによる経費節減や組織体制の強化など、幅広い効果が期待されているものの、地理的な条件や料金体系が大きく異なることから難しい状況ですが、事務系業務の一部について、共同化の可能性を視野に入れ、近隣自治体と調整を図りながら検討していきます。

2 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

持続的な水道事業を実現するためにはICTや生成AI技術を活用し、業務の効率化・最適化を行うデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進が不可欠です。ドローンやAIを使用した点検や劣化診断など、設備管理の効率化を検討していきます。また、DX推進の一環として、スマートメーター導入等の検討や市民の利便性向上を目的としたオンライン申請も進めていきます。

3 ウォーターPPP導入の検討

国では、官民連携方式（管理・更新一体マネジメント方式）について、公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を推進しています。

本市では、業務委託などについてこれまでも民間委託を行ってきましたが、今後、将来的に委託業務の拡大を検討し、ウォーターPPPの導入など効率的で最適な手法を検討していきます。

4 国による制度改正に伴う対応

国による補助事業や交付金事業の拡充等の制度改正の状況を注視し、拡充される補助対象事業の導入にあたっては内容を精査し検討していきます。

5 新たな財源に関する検討

給水装置工事の設計確認・竣工検査に要する費用や、開閉栓手数料等について、お客様から一定のご負担をいただく等の新たな財源創出の検討を進めます。

第5章 経営戦略の事後検証・改定等に関する事項

経営戦略は、毎年度モニタリング（進捗管理）を行い、国により3年から5年に一度ローリング（見直し）を行うよう示されています。

また、本市の水道料金については、4年に一度見直しの検討を行うこととしていることから、経営戦略については、料金見直しの検討を経た5年目に中間見直しを行うこととします。

■料金見直し、経営戦略改定計画

項目	経営戦略計画期間（10年間）									
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
料金見直し				検討 R12～15				検討 R16～19		
経営戦略改定					中間 見直し					次期計画 策定

ローリングは、本戦略における投資・財政計画と実績との差異やその原因の分析をPDCAサイクルで行い、その結果を反映させていきます。

PDCAサイクルとは、「Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務改善や効率化を図る考え方の一つで、この一連の循環を繰り返すことで成長を継続し、より大きな成果につなげていくことがPDCAサイクルの目的となります。



また、これらのプロセス（手続き、過程）にあたっては、「魚沼市公営企業運営審議会」に意見を求め、客観的かつ合理的に行うことができるよう配慮します。併せて、経営比較分析表の各種経営指標を活用し、経営環境の類似する団体との経営状況の比較などにより、経営健全化・効率化に取り組んでいきます。

〈巻末〉

用語解説

五十音順	用語	説明
あ行	アセットマネジメント	日常点検や修繕などにより施設を適正に維持管理する中で、中長期的な更新需要見通しや財政見通しを作成するとともに、事業を実施するための各種計画等に活かしていくなど、資産を総合的に管理する手法。
	維持管理費	日常の配水処理施設の維持管理に要する経費で、修繕費、委託費等とそれに係る人件費等によって構成。
	飲料水供給施設	給水人口が100人以下の給水施設のこと。
	ウォーターPPP	水道・工事用水道・下水道などの水分野において、民間のノウハウ・創意工夫を活用した施設の管理・更新等を行う官民連携方式の総称。
か行	過疎債	「過疎債」とは「過疎対策事業債」のことで、過疎地域に指定された市町村が過疎計画に基づく事業財源として特別に発行が認められた「地方債」のこと。その返済額の70%が国からの交付金に上乗せされ、市の実質的負担が30%に抑えられる貴重な財源となっている。
	簡易水道	計画給水人口101～5,000人の水道事業のこと。
	管路経年化率	法定耐用年数を超える管路の割合から、管路の老朽化度合いを判断する指標。大きくなるほど、老朽化が進んでいることを示す。
	管路更新率	管路が適切に更新されているかを判断する指標。
	企業会計	現金の動きやその残高のみではなく、債権債務の発生的事实に基づいて経理し（発生主義）、その年度の事業活動に係るもの（収益的収支）と翌年度以降の事業活動の基になるもの（資本的収支）とに区分して経理することにより、経営成績や財政状態を明らかにする会計方式。
	企業債	地方公営企業が行う建設改良事業などに要する資金に充てるために借入する地方債（国などからの長期借入金）。
	企業債残高対給水収益比率	給水収益に対して企業債残高がどの程度あるかを見るための指標。
	基準財政需要額	地方団体における必要な一般財源としての財政需要額を示すもの。基準財政需要額の算定に当たっては、目的税、国庫支出金、使用料・手数料、負担金・分担金等の特定財源をもって賄われるべき財政需要は、特定財源として除外されている。

五十音順	用語	説明
か行	基準内繰入金	一般会計から水道事業会計に繰り入れるお金のうち、国により繰入基準が定められ公費で負担すべきとされているもの。対比として、その他、補填する基準外繰入金がある。
	給水原価	有収水量 1 m ³ 当たりについて、生産、供給するためにかかった費用を表す。供給原価ともいう。
	給水収益	水道事業会計における営業収益の一つで、水道事業収益のうち、最も重要な位置を占める収益。通常、水道料金として収入となる収益がこれに当たる。
	給水人口	給水区域（給水できる範囲）内に住んでおり、給水を受けている人口。給水区域外からの通勤者や観光客は給水人口に含まれない。
	給水量	水道利用者に、配水池から送り出して給水する水量。
	供給単価	有収水量 1 m ³ 当たりについて、得られている収益（売値）を表す。給水単価ともいう。
	グリーン転換フォーメーション（GX）	化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すべく、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指すため国が推進している取組のこと。
	経営戦略	<p>公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくために作成する、中長期的な経営の基本計画。</p> <p>「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画（投資試算）と、財源の見通しを試算した計画（財源試算）から構成され、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう調整した中長期の収支計画。</p>
	経常収支比率	給水収益等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。
	経常費用	職員給与費や動力費、修繕費などの本来の営業活動で生じる営業費用と、支払利息などの本来の営業活動以外の活動によって生じる営業外費用の合計。
	減価償却費	土地などを除く固定資産（建物・水道管など）の減価（価値の減少）を、使用年度にわたり、合理的かつ計画的に費用として負担させるための、会計上の処理又は手続を減価償却といい、この処理又は手続によって特定の年度の費用とされた固定資産の減価額を減価償却費という。
さ行	施設利用率	施設の利用状況や適正規模を総合的に判断する指標。大きいほど施設を限界能力まで利用したことになる。

五十音順	用語	説明
さ行	支弁職員	支弁とは、金銭を支払うことであり、支弁職員とは、給料が支払われている職員のこと。
	資本的収支	企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良費及び建設改良にかかる企業債償還金などの支出と、その財源となる企業債や補助金などの収入のこと。
	収益的収支	一事業年度の経営活動に伴い発生する全ての収益と、それに対応する費用のこと。
	収益認識基準	売上をどのように認識し、どのタイミングで財務諸表上に反映するかという会計基準のこと。令和3年4月1日から新収益認識基準が適用となり、履行義務が確定した段階で収益認識とみなすこととなったもの。
	浄水場	河川や地下水など多様な水源から取水された水を、各家庭に供給するために、浄化処理を行う施設のこと。
	上水道	計画給水人口 5,001 人以上の水道事業のこと。
	スペックダウン	施設等を更新する際に、以前より小型化すること。
	スマートメーター	記録型計量器とも呼ばれ、通信機能がつき、遠隔地などでも、デジタルで検針し自動送信できるメーター器のこと。
	専用水道	寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道等で、101 人以上に給水、または、最大給水量 20m ³ /日を超えるもの。 (ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下のものは除く。)
	総括原価方式	将来の料金改定の必要性等について、直近の料金算定期間内における原価計算の内訳などを詳細に表形式で示したもの。
	た行 耐震化	地震による被害を最小限にとどめるための対策。
	ダウンサイジング	水需要の減少や技術進捗に伴い、施設更新等に際して施設能力を縮小し、施設の効率化を図ること。
	長期前受金戻入	資産取得時に財源とした補助金等（長期前受金）を、減価償却に対応して収益化したもの。
	逓増制	水量に応じ料金をあげていく仕組みで、事業者など大量使用者の水道料金を高くすることにより、一般家庭の料金を安くし、水の合理的な使用を促すことを目的に考えられた制度。
	デジタルトランスフォーメーション (DX)	データや生成 AI 等のデジタル技術を活用して、業務プロセスの改善及びビジネスを変革すること。

五十音順	用語	説明
は行	配水管	配水池やポンプ施設などの配水施設から、個々の使用者に給水する水道管のうち、市が布設し、維持・管理するもの。
	配水池	浄水場で浄化された水を貯め、管路網を通して給配水する施設。通常、標高の高い場所に設置し、位置エネルギーにより水道水を自然流下させ、配水圧を確保する。
	P D C A サイクル	業務プロセス管理手法の一つで、Plan(計画)-Do(実施)-Check(検証)-Action(見直し)の4段階を繰り返すことによって、継続的な改善を目指していく手法。
	P P P	従来地方公共団体が行ってきた事業に、民間企業が企画・計画段階から参加して、設備は官が保有したまま、設備投資や運営を民間事業者任せにする民間委託などを含む手法。
	法定耐用年数	地方公営企業法施行規則で定められている耐用年数。経理上の基準であり、実際に使用できる年数は実情に応じて変動する。
ま行	水需要	生活に必要な水の量のことで、水道水の使用量のこと。
や行	有形固定資産減価償却率	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標。更新投資の必要性がどの程度差し迫っているかを示す。
	有収水量	水道メーターにより計量され、料金収入の基となる水量。
	有収率	施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標。100%に近づけることが望ましい。
ら行	流動比率	短期的な債務に対する支払能力を表す指標。
	料金回収率	料金収入により給水原価を賄えているかを判断する指標。
	累積欠損金比率	営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失の状況を表す指標。
	類似団体	総務省より、市町村を処理区域内人口別区分、処理区域内人口密度区分、供用開始年数区分で類型化したもの。
	ループ化	水道管網を環状につなげること。

魚沼市水道事業経営戦略（第2次）

令和8年3月改定
魚沼市ガス水道局

〒946-0011 新潟県魚沼市小出島788番地
TEL 025-792-1118 FAX 025-792-1119
URL <https://www.city.uonuma.lg.jp/>



魚沼市公式キャラクター
うおぬまっち



魚沼市ガス水道局